高山村長 後藤 幸三 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 野上冨士夫

令和3年4月監査等の結果報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による監査、審査及び検査を、 高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、 審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

- (1) 監査等の種類例月出納検査、財務監査、基金運用審査
- (2) 監査等の対象
 - ① 令和2年度3月分の出納及び収入支出関係書類
 - ② 基金運用関係書類
 - ③ 令和2年3月末現在の歳計現金及び基金の残高照合
- (3) 監査等の実施日 令和3年4月20日
- (4) 監査等の方法 (着眼点 (評価項目) 及び実施内容)

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。また、基金運用審査では、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

- ① 令和2年度3月分の出納及び収入支出関係書類 指摘事項は認められなかった。
- ② 基金運用関係書類 指摘事項は認められなかった。
- ③ 令和2年3月末現在の歳計現金及び基金の残高照合 指摘事項は認められなかった。